

伐採にあたっての注意事項

- 1 立ち木の伐採を行おうとするときは、周辺の地域における住民の生活及びその他土地の利用に相当の悪影響を及ぼすことのないように、あらかじめ周辺住民及びその他関係者に対して、事業計画等を説明し、理解を得るよう努め、適切な配慮をすること。
- 2 立ち木の伐採の施行及び伐採した木の搬出にあたっては、騒音、振動、粉塵等の公害及び事故の防止並びに、周辺環境への配慮に努め、周辺住民等に迷惑を及ぼさないような措置を行うこと。

関係法令等に基づく許認可、届出、事前協議等が必要な場合には、あらかじめ協議を行い、手続き等を行うこと。

川越市産業観光部農政課